

第7章 配置計画・施設計画

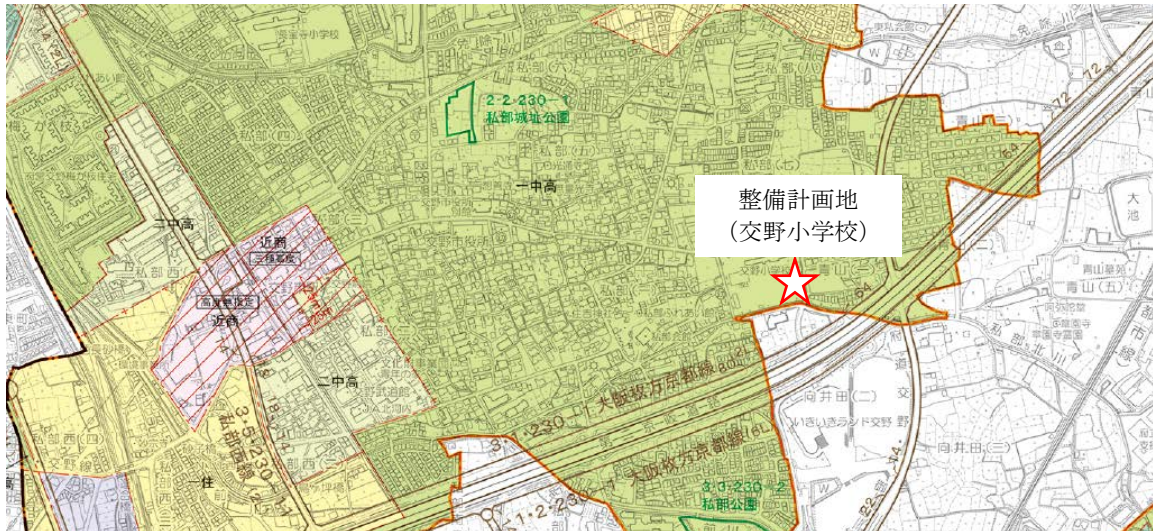
7-1 整備計画地の敷地条件

施設整備にあたり、交野市及び第一中学校区の現状を踏まえた基本的条件を整理します。

1) 位置・概要

整備計画地の位置と概要について、以下に示します。

用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率 / 建ぺい率	200% / 60%
高度地区	第二種高度地区
敷地面積	23,250 m ²



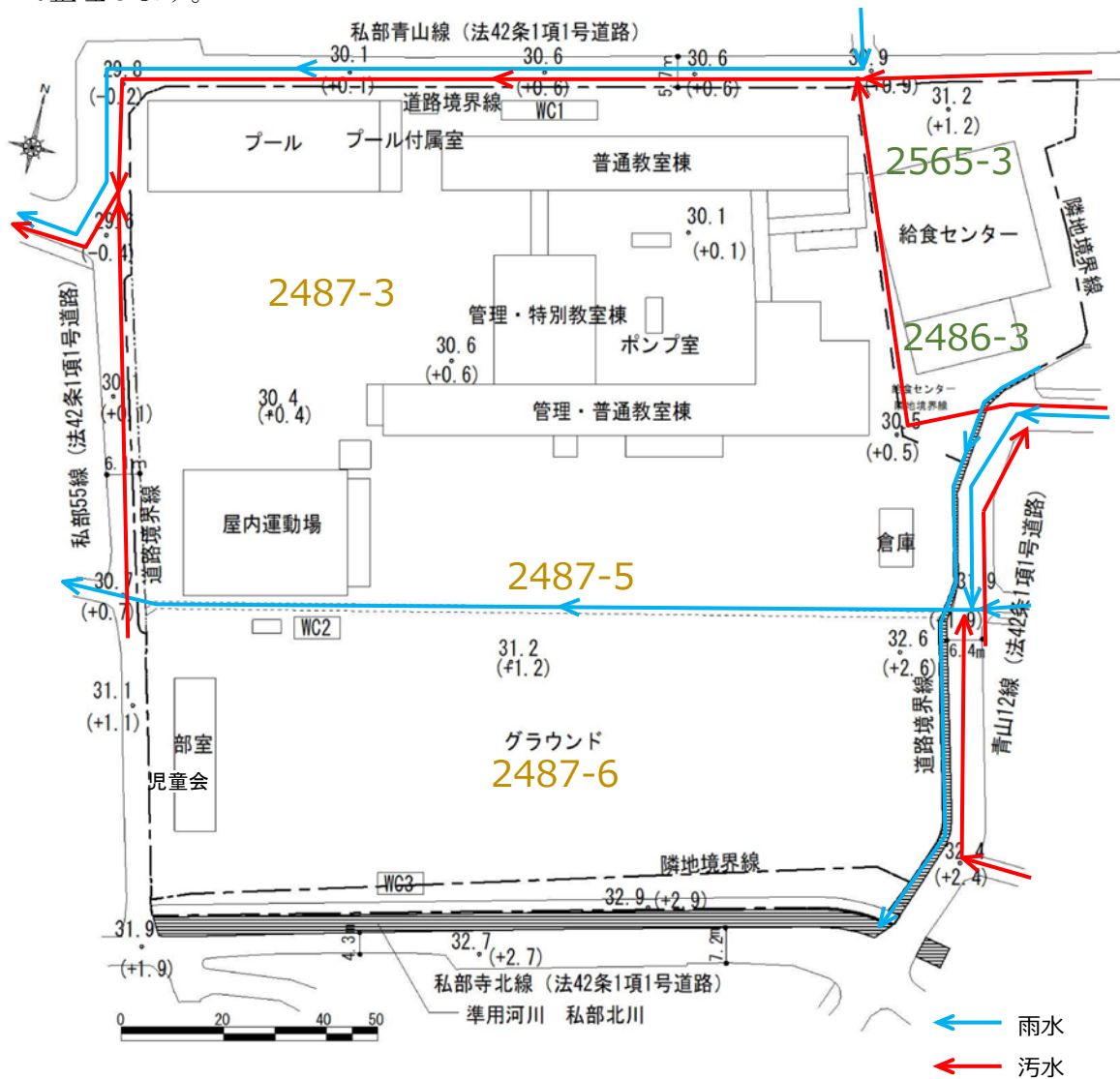
用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	記号	名称
一低	第一種低層住居専用地域	50% ※	100% ※	第一種高度地区	行政区域
一中高	第一種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区※	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分線
二中高	第二種中高層住居専用地域	60	200% ※	第二種高度地区	都市計画道路 1.4 < 計画巾(m)
一住	第一種住居地域	60	200	第三種高度地区※	都市計画公園・緑地
二住	第二種住居地域	60	200	第三種高度地区	その他都市計画施設
近商	近隣商業地域	80	300% ※	第三種高度地区※	地形地物による場合 上の例によらない場合
準工	準工業地域	60	200		第一種低層住居専用地域内の 外壁の後退距離の限度
工業	工業地域	60	200		準防火地域
※建ぺい率、容積率、高度地区が上記の用途地域と対応しない場合等は、図中表示しました。 (例) $\left(\begin{array}{l} 80 \\ 40 \end{array} \right) \leftarrow$ 容積率:80% $\left[\text{一高度} \right] \leftarrow$ 第一種高度地区 $\left[\text{一低} \right] \leftarrow$ 建ぺい率:40%					
地区計画区域 土地区画整理促進区域 土地区画整理事業施行区域					

参考資料：交野市都市計画総括図

図 7.1 法規制状況

2) 既存交野小学校の概要

施設整備にあたり、整備計画地である現交野小学校、旧第一・第二給食センター及び準用河川私部北川堤塘敷の一部面積や既存建物面積、抑えておくべき周辺のインフラ等の現況について整理します。



※ (法42条1項1号通路)とは、建築基準法第42条道路の定義に基づく道路を示す
参考資料：交野市下水道台帳図・道路台帳図

図 7.2 敷地及び既存建物の位置とインフラの状況

表 7.1 敷地面積

位置番号	場所	面積
2487-3	現交野小学校	13,806.01 m ²
2487-5	現交野小学校(水路機能あり)	178.10 m ²
2487-6	現交野小学校	7,258.49 m ²
2486-3	旧第一・第二給食センター	1,944.50 m ²
2565-3	旧第一・第二給食センター	62.42 m ²
合計面積		23,249.52 m ²

※ 整備計画地の開発区域面積は、現交野小学校及び旧第一・第二給食センター敷地の合計面積と、準用河川私部北川堤塘敷の一部面積約 785 m²の合計面積約 24,035 m²とする

7-2 児童生徒数・学級数・教職員数の想定

主要施設規模の前提条件として、児童生徒数が最大となると考えられる令和9年の推計人数をもとに以下の通り想定します。

表 7.2 主要施設規模の前提条件

	小学校	中学校	合計
想定児童生徒数	766	370	1,136
想定学級数 (通常の学級)	24	10	34
想定教職員数 (職員室使用者)	28	18	50
	校長・教頭 小中各 1 計 4		

※想定教職員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第七条に定められた数値を、想定されるクラス数に乗じて算定した数を合計したものとします。

$$\begin{aligned} \text{小学校} & \quad \text{想定学級数 24 クラス} \times 1.165 = 27.9 \div 28 \text{人} \\ \text{中学校} & \quad \text{想定学級数 10 クラス} \times 1.72 = 17.2 \div 18 \text{人} \end{aligned}$$

表 7.3 想定児童生徒数及びクラス数の推計（令和元年度ベース推計）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童・生徒数	交野小学校	552	573	577	595	635	638	613	604	601	573	541	534	527	513	501
	長宝寺小学校	154	153	161	157	155	160	171	169	165	165	158	160	148	144	139
	R4～6:統合校 R7～:小学校				752	790	798	784	773	766	738	699	694	675	657	640
	中学校	348	321	306	324	325	319	327	347	370	361	354	347	338	328	318
	合計	1,054	1,047	1,044	1,076	1,115	1,117	1,111	1,120	1,136	1,099	1,053	1,041	1,013	985	958
学級数	交野小学校	19	19	19												
	長宝寺小学校	6	6	6												
	R4～6:統合校 R7～:小学校				22	23	24	24	24	24	24	23	22	21	20	19
	中学校	10	9	9	9	9	9	10	10	10	9	9	9	9	9	9
	合計	35	34	34	31	32	33	34	34	34	33	32	31	30	29	28
		→小2校・中1校			→小小統合校1校・中1校			→施設一体型小中一貫校								

※児童生徒数は支援学級在籍児童生徒数を含む

※学級数には支援学級数を含まない

※学級数の算出には支援学級在籍児童生徒を含まない

7-3 全体配置と動線、施設の計画における重要な視点

配置と動線、計画・施設についての計画の検討をする際に重要な視点は以下の通りです。

1) 全体配置と動線に関する視点

(1) 周辺の住宅地環境に配慮した校舎及び校庭の配置

- 周辺の住宅環境に配慮し、学校から発生する音等に配慮した施設配置とします。
- 児童生徒の通学路に配慮した施設配置とする。
- 地域交流施設等を児童生徒の動線と分離し、かつ入口周辺に集積させることで地域の人たちが利用しやすい施設配置とします。

(2) 小中学校が一体的運営を可能とする施設配置

- 一体性を確保しながら、学年構成に対応した領域を構成した施設配置とします。
- 児童生徒が日常的に交流できる空間や動線に配慮した施設配置とします。
- 校務にかかわる管理部門を集約し、職員が働きやすい施設配置とします。

(3) 児童生徒の安全性を確保した施設配置

- 児童生徒の学校生活と、地域利用が交錯しない施設配置及び動線とします。

2) 施設に関する視点

(1) 多様な利用者に優しい施設

- 児童生徒の発達段階や利用内容に応じて安全・安心に学ぶことができる施設とします。
- 全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの施設とします。
- 利用者に居心地よく、愛着の感じられる多様な空間やインテリアとします。

(2) 災害時にも安全・安心な施設

- 災害時に、地域の防災拠点としての機能をもつ施設とします。
- 災害に強く、非常時に避難しやすい構造と設備を備えた施設とします。

(3) 地域と学校の協働関係を円滑に保てる施設

- 学校を支援する地域コミュニティの拠点を確保します。
- 運動施設、特別教室など学校施設の地域利用が可能な計画とします。
- 地域のシンボルとしての学校施設として、地元組織等との協議を踏まえながら、地域の人たちの学校施設利用について検討します。
- 地域人材を活用した子どもたちとの交流の場などとしての学校の有効活用を検討します。

7-4 全体配置と動線計画

9年間の学校行事やクラブ活動を含めた教育活動、学校開放等での諸活動を具体的に想定し、校舎敷地、運動場や屋外教育環境施設等の用地について、教育上・安全上支障が生じないように、各施設の必要な面積を確保するとともに、周辺環境と調和した施設配置が重要です。

1) 全体配置計画

これまでの学校の利用状況や協議会ワークショップの結果、基本方針等を踏まえ、必要となる広さと、高学年と低学年の同時利用の際にも安全性に問題ない配置の運動場を確保するため、敷地形状より計画地北西側に校舎（屋内運動場（ホール）含む）を配置し、運動場はメイングラウンドを南側、サブグラウンドを東側に配置します。

また、駐車場は、児童生徒の安全性を考慮し、児童生徒の通学路として利用しない北側に配置します。

2) 全体動線計画

■ 歩行者

- 学校敷地の外周部においては、移動等円滑化基準に適合した歩道整備を行い、適切に歩車分離を行うなど児童生徒の通学においても安全・安心な歩行環境を確保します。
- 児童生徒及び教職員の歩行者動線は、児童生徒が多く、安全な通学路が設定されていることから既存の正門のある西側から校舎にアクセスできる動線を整備します。また、児童生徒の通学利便性や災害時の避難を考慮し、東側からも校舎にアクセス可能なよう歩行者動線を敷地周辺部の歩道の設置とともに整備します。
- 来賓・一般、地域の人たちなど徒歩での来校者と児童生徒との動線交錯を避けるよう考慮し、動線を分離するとともに、校舎北側から校舎にアクセスできる動線を整備します。

■ 車両

- 来賓・一般、放課後児童会送迎及び給食配送車の車動線は、児童生徒の安全性を確保するため歩行者動線と完全に分離し、北側より校内へのアクセス動線を整備します。
- 私部55号線（西側道路）、及び私部青山線（北側道路）は大型車量に対する通行禁止規制が掛かっていることから緊急車両は東側からのアクセス動線を整備します。

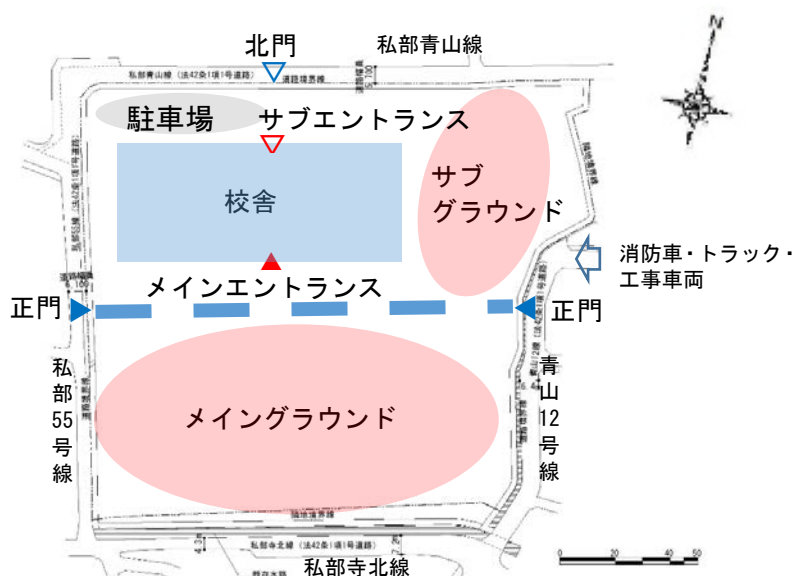


図 7.3 全体配置図及び動線図

7-5 施設計画

施設規模の設定、施設構成、動線方針及び施設配置方針をもとに、新設小中一貫校整備にかかる各種施設等の整備計画を次の通り整理します。

検討にあたっては、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（平成31年3月文部科学省）に示された各室計画に準拠するとともに、「小中一貫校に適した学校施設の在り方について」（平成27年7月「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」文部科学省）を念頭に、施設の機能的・効率的な利用に配慮するものとします。

また、協議会ワークショップの結果にも留意しながら施設配置計画を作成します。

1) 施設計画の基本的な考え方

魅力ある学校づくりのメインコンセプトである「情（こころ）の森、英知の庭、探究の学び舎～グローバルコミュニケーションスクール～」、サブコンセプトである「子どもたちの学びと創造力を豊かにし、人が集い、人や自然など様々なつながりが生まれる学校づくり」により、地域の魅力や誇りになる学校の実現をめざします。

このような学校の実現をめざすため、施設計画では、サブコンセプトで示す『学び』・『集い』・『つながり』の3つの柱を具現化する基本的な考え方として、基本方針の『つながる』をキーワードとした交流が可能となる空間構成、施設計画、デザインの検討を行います。

2) 諸室配置の共通事項と個別事項

新しい学校は、学校施設だけではなく、地域と学校の連携・協働のためのスペースも備えた施設となります。また、学校施設内の諸室についても、地域との共同が可能となる範囲を地域へ開放していく方針となっています。

そのため、地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、安全を確保した上で、地域の人たちとの共同利用のできる施設として計画することが重要です。

諸室配置の共通事項および個別事項は以下のとおりです。

【諸室配置の共通事項】

- 地域の人たちに開放する共用施設は、地域の人たちの歩行者動線が北側であることから1階北側を中心に配置します。
- 前期・中期・後期で児童生徒が自らの成長を実感できるよう、前期は2階で総合教室型、中期は3階で特別教室型、後期は4階で教科教室型とし、学習の場を変化させます。
- 小学校・中学校設置基準に基づき、教室は良好な日照を有するよう配置します。
- 子どもたちの多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境、自主的な学びを促す学習環境として学年ごとに多目的室を設けます。

【諸室配置の個別事項】

(1) 学習関係諸室

a) 普通教室

小中学校や学年段階の区切りを円滑に接続させ、9年間の学びの連続性を実現するため、小学校段階からの教科担任制の導入やいわゆる乗り入れ授業が様々な教科等で行われることを想定し、特別教室などの学習関係諸室との連携に配慮した配置とします。

前期（1～4年）では生活科、図画工作等の教科学習などが行われることを考慮し、普通教室の内部及び周辺部を充実させ、中期（小学校5～6年及び中学1年）及び後期（中学2～3年）では特別教室及び教科教室の利用を考慮し、普通教室と特別教室等との位置関係に留意し配置します。

b) 多目的室(少人数教室)

各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉指導による授業、異学年との合同授業、グループ学習、少人数指導による学習等、多様な学習集団に弾力的に対応できる教室として児童生徒の利用しやすい位置に配置します。

c) 特別支援教室・通級指導教室

障がいの状態及び特性、対象児童生徒数の変動に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行うことができるとともに、対象児童生徒の同学年の教室に隣接することを基本として特別支援教室・通級指導教室を配置します。

d) 特別教室・教材室

特別教室は、利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、学年ごとの利用状況も考慮しつつ教室等から利用しやすい位置に配置します。

後期（中学2～3年）は教科教室型となることからホームルームを行う教室からの移動のしやすさを考慮して特別教室を配置します。また、地域と共同利用を可能とする特別教室（音楽室や調理室）は、地域連携諸室と隣接させるとともに、地域利用の際に児童生徒の教育の妨げとならないよう1階に配置し、教室などの学習諸室と離れた場所に配置します。

特別教室での授業に留意し、特別教室に隣接した位置にそれぞれの教材室を配置します。

e) メディアセンター

視聴覚室、コンピュータ教室、図書室はメディアセンターとして一つにまとめ、児童生徒の異学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置とするとともに、全ての学年の児童生徒の移動を考慮し、2階または3階に配置します。

f) 相談室

きめ細かな指導を行っていくために、児童生徒や保護者、また教職員などからの相談に応じたりする場所として、個人のプライバシーが守られるよう配慮するとともに、職員室など管理機能が集積した1階に配置します。

g) 放送室

放送室は運動場等を見渡すことができる位置とするとともに、教職員だけでなく児童生徒の利用にも便利な位置に配置します。

(2) 屋内運動施設等

a) 屋内運動場(ホール)・ステージ、ギャラリー

全学年共通の屋内運動場は、児童生徒の異学年交流の場としての役割を重視して校舎内の利用しやすい位置に配置します。また、地域と共同利用を考慮する必要があることから1階に配置し、地域連携諸室と隣接させるとともに、地域利用の際には児童生徒の教育の妨げとならないよう教室などの学習関係諸室と離れた場所に配置します。

儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保するとともに、2階にギャラリーを配置します。

b) 更衣室・倉庫

更衣室、便所、運動器具等を保管する倉庫は、地域の人たちの利用を考慮し、外部に面した位置にまとめて配置します。

(3) 生活・交流空間

a) ホール、ロビー、ラウンジ等

保護者や地域の人たちとの連携を進めるため、休憩・談話等のための空間としてホール、ロビー等を地域の人たちの歩行者動線が北側であることから1階北側を中心に配置します。



学年スペース (イメージ)

b) 学年スペース(多目的ラウンジ)

学年スペースは、同学年及び異学年交流のできるスペースとして各階に配置します。

c) 多目的ホール(武道場、ランチルーム含む)

ランチルームは、食事だけでなく、異学年や地域と交流できる空間として活用できるように1階、地域連携諸室と隣接または近接して配置します。

d) 配膳室(パントリー)

配膳室・調理室は、普通教室やランチルーム等の食事のための空間に近接して配置するとともに、給食センターより運搬される給食配送車からの搬出入を考慮し、北側出入口に給食搬出入口(プラットフォーム)を近接した位置に配置します。

(4) 共通空間

a) 昇降口・玄関等

昇降口・玄関等は、校門からの動線を考慮し、校舎南側に児童生徒、職員の玄関を分けて配置します。来賓及び地域の人たちの玄関は北側駐車場からのアクセスに留意して配置します。

b) 便所

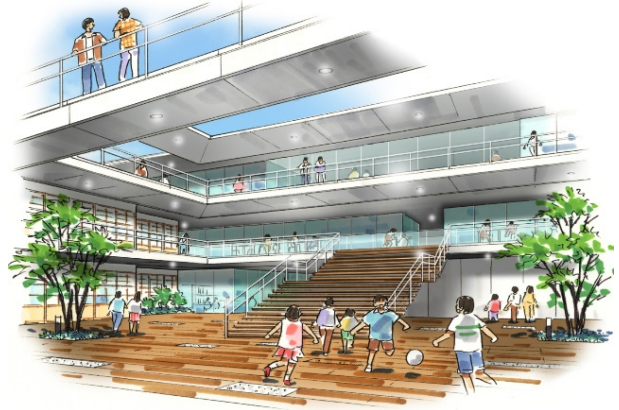
便所は、低学年の利用しやすさにも配慮し、普通教室、特別支援教室に近接した位置に男女別で配置するとともに、多機能トイレを各階に1箇所以上配置します。なお、配管を考慮し、すべての階において、平面配置上で同じ位置または近接する位置に配置します。

c) 廊下・階段

廊下・階段は通常時は各学年の段階の区切りに合わせた動線分離に配慮するとともに、災害時の経路を確保する上で2方向避難が可能な階段を配置します。

d) エレベーター(EV)室

エレベーター(EV)室はバリアフリーに対応するとともに、給食配膳にも利用することから人荷用EVを設置することを考慮し、北側入口に近接した位置及び配膳室に近接した位置に配置します。



中庭 (イメージ)

(5) 管理関係室

a) 校長室・会議室・応接室

校長室は来賓玄関からのアクセスしやすい位置に配置します。また、会議室・応接室を隣接して配置します。

b) 職員室(教員ステーション)受付

職員室は、児童生徒の安全を確保するため、玄関を見渡せる位置に配置します。また、来賓の受付機能もあることから北側玄関に隣接した位置に配置します。

c) 保健室・カウンセリング室

保健室は、児童生徒が怪我をした場合にすぐに対応可能な運動場や屋内運動施設などに近接した場所に配置します。カウンセリング室は、保健室に近接または保健室の一部に配置します。

d) 事務室・印刷室・主事室・職員用更衣室・職員用休憩室・倉庫・機材室

その他管理関係室は、教室への移動動線等に配慮した配置とします。

e) 電気室

電気室は、将来の機器の更新に備え、機器の搬出入及び工事の車両がアクセスできる位置に配置します。

f) PTA 室

PTA 室は児童生徒の保護者が出入りしやすい位置に配置します。

なお、児童生徒の個人情報などを取り扱うことに配慮し、鍵付きの専用キャビネットを設置し、地域の人たちの活動の場となるコミュニティスペース・地域学校協働本部(特別活動室)と連携・協働が可能となる隣接または近接した位置に配置します。

(6) 地域と学校の連携・協働のためのスペース（コミュニティスペース・地域学校協働本部（特別活動室））

学校運営協議会、地域学校協働活動の拠点となる場合は、地域に開かれたコミュニティスペースの場として地域の人たちの出入りしやすい位置に配置するとともに、PTA との連携・協働が可能となるよう、PTA 室に隣接または近接した位置に配置します。

また、地域利用の際に児童生徒の授業や教育活動の妨げとならないよう 1 階に配置し、教室などの学習諸室と離れた場所に配置します。

(7) その他

a) 放課後児童会

授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業の場であることから防犯対策を実施し安全性を確保できる位置に配置します。

また、児童と生徒の授業時間が違うことから、後期（中学 2～3 年）の授業に支障がないよう一般授業（国語・数学・理科・社会・英語）の諸室から離れた場所とし、地域の人たちの見守りができる 1 階、コミュニティスペース・地域学校協働本部（特別活動室）周辺に配置します。

b) 防災倉庫

防災倉庫は指定避難所となる屋内運動場に隣接または近接し、大規模な災害時に救援物資の搬入用車両からの搬入が容易となる位置に配置します。

3) 配置プラン案

基本方針・諸室の配置方針を踏まえ、「サブグラウンドを広く確保できるように屋内運動場を北西部分に配置する」「地域開放ゾーンとのセキュリティゾーンを明確にする」「普通教室の多くを南向きに配置する」を配置プラン検討の共通条件として設定し、交流空間の配置の在り方を基軸に下記の配置プラン3案で検討します。

表 7.4 配置プラン3案

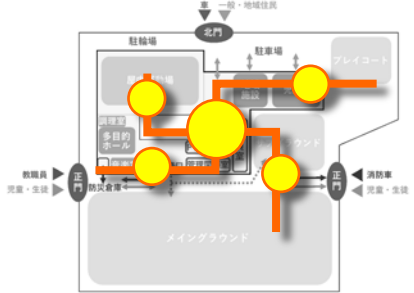
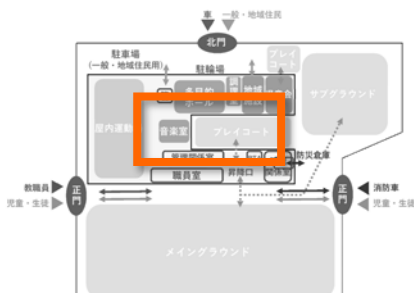
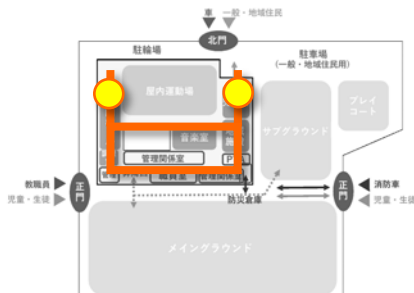
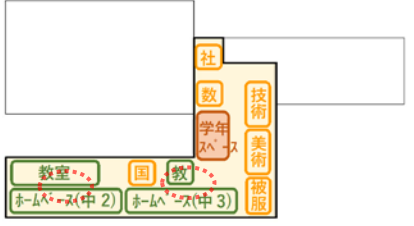
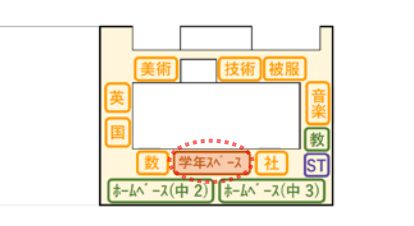
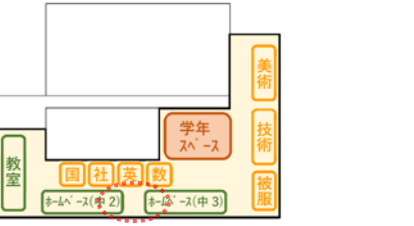

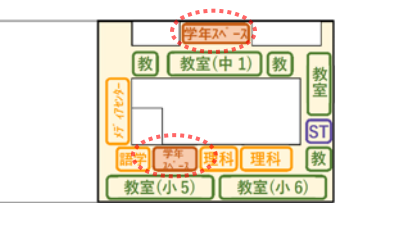
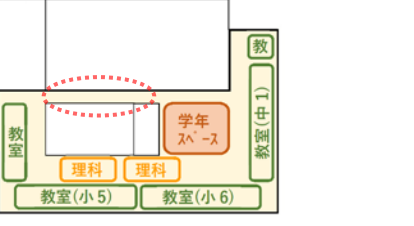
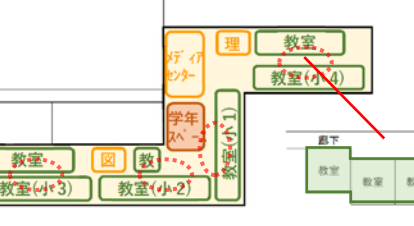
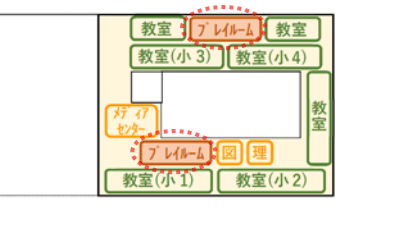
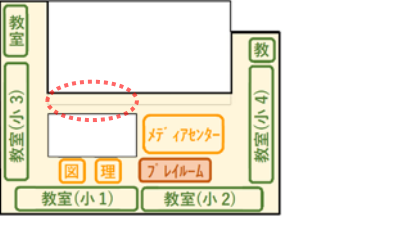
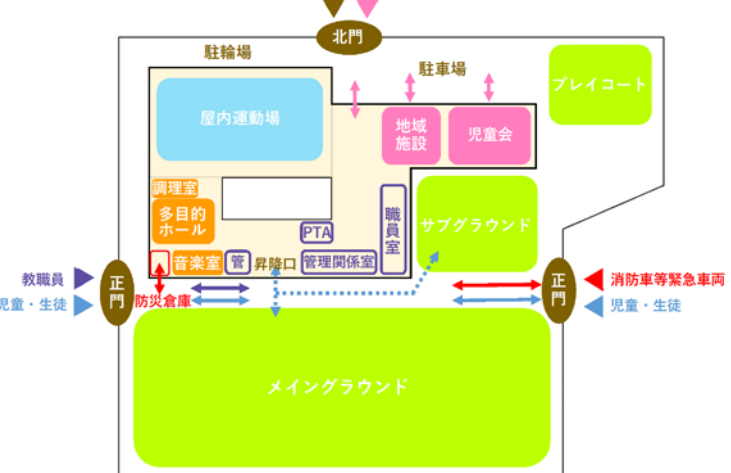
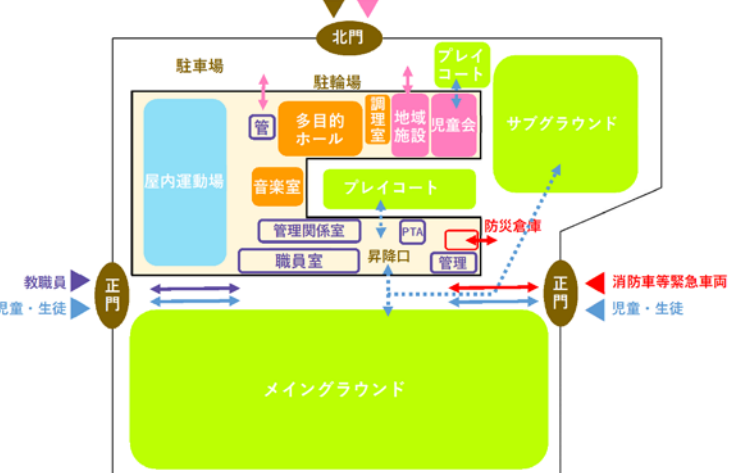

		A案	B案	C案
配置プランの考え方		<p>学校を中心に全体の交流空間を配置し、そこから施設全体へクラスター型に交流空間がネットワークされるよう、諸室を配置</p> 	<p>校舎全体を回遊することにより交流を誘発できるよう回廊型に動線やスペースを配置</p> 	<p>コンパクトな回廊型動線の確保と一部クラスター型に交流スペースを配置</p> 
諸室配置イメージ ○は、交流スペースを示す	4F			
	3F			
	2F			
	1F			

表 7.5 配置プラン3案の特長

項目	A案	B案	C案
交流空間 (学習環境)	<ul style="list-style-type: none"> リズムのある変化にとんだ交流空間が連続性を持って配置 学年ごとにユニットが形成され、学年ごとの交流が可能 コアになるスペース中心部を設けることにより、異学年交流も促すことが可能であり、交流の選択の幅が広がる 	<ul style="list-style-type: none"> 交流と動線が一体となった空間 教室の前の学年スペースと回遊性を持つ動線が一体となることにより、強制的に交流が図られる 中央の吹き抜け空間の活用により異学年の交流（学習の様子を見る）なども可能 	<ul style="list-style-type: none"> A案とC案の折衷案 教室前の限定的に交流する場と、回廊上の強制的に交流する場が形成できる
動線	<ul style="list-style-type: none"> 中央の交流空間から各諸室へ展開するため、起点がわかりやすい 動線が複雑になるため、サイン等表示など工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> シンプルでわかりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトにまとめているので各諸室への動線は短い
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 動線が分かれているため、諸室配置の配慮により、セキュリティラインを明確に分離することが可能 放課後児童会がプレイコートなどを近接させることが可能であり、地域連携等が行いやすい 放課後児童会や地域施設が教室より離れており、安全性が保たれる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域として利用可能な施設が、中庭に面して隣接するように配置できることから、地域の活動、児童生徒の学習活動が、中庭を介してお互いに感じられる 	<ul style="list-style-type: none"> 外部からアクセスしやすく、サブグラウンドに面している セキュリティラインで分離すると、地域との交流空間の確保は限定的となる可能性がある
安全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 教室群と地域開放部分を明確に分離することが可能 職員室が中央に配置され、全体を管理しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 中庭にプレイコートを設置することにより、皆の目が届く、低学年にとって安全・安心な遊び場となる 中庭の一部を地域開放する場合、児童生徒と地域との動線分離等の対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開放部分が児童生徒のゾーンに入り込んでいるので、明確な動線分離が難しい
総延床面積	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最大となる 	<ul style="list-style-type: none"> A案より小さく、C案より大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最小となる
グラウンド面積	<ul style="list-style-type: none"> 3案の中で最小となる 	<ul style="list-style-type: none"> 中庭をプレイコートとして東側を開放することにより、3案の中で最大となる 	<ul style="list-style-type: none"> A案より広く、B案より狭くなる（屋外の交流スペースは最大）
日照・採光	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室は、ほぼ南向きとなるが、一部東向きがある 	<ul style="list-style-type: none"> 東向きや、中庭に面した普通教室がある 	<ul style="list-style-type: none"> 西向き・東向きの普通教室がある

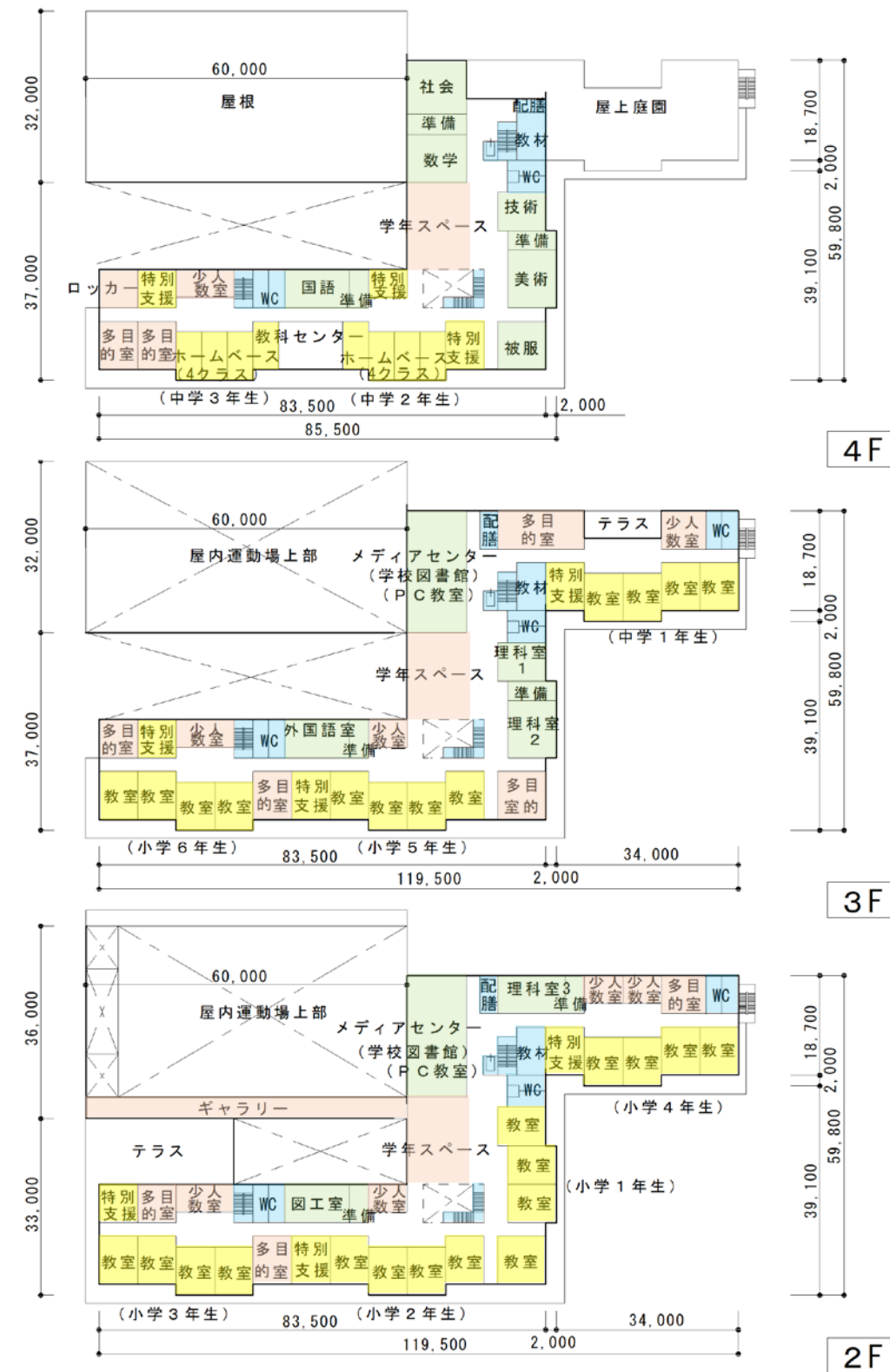
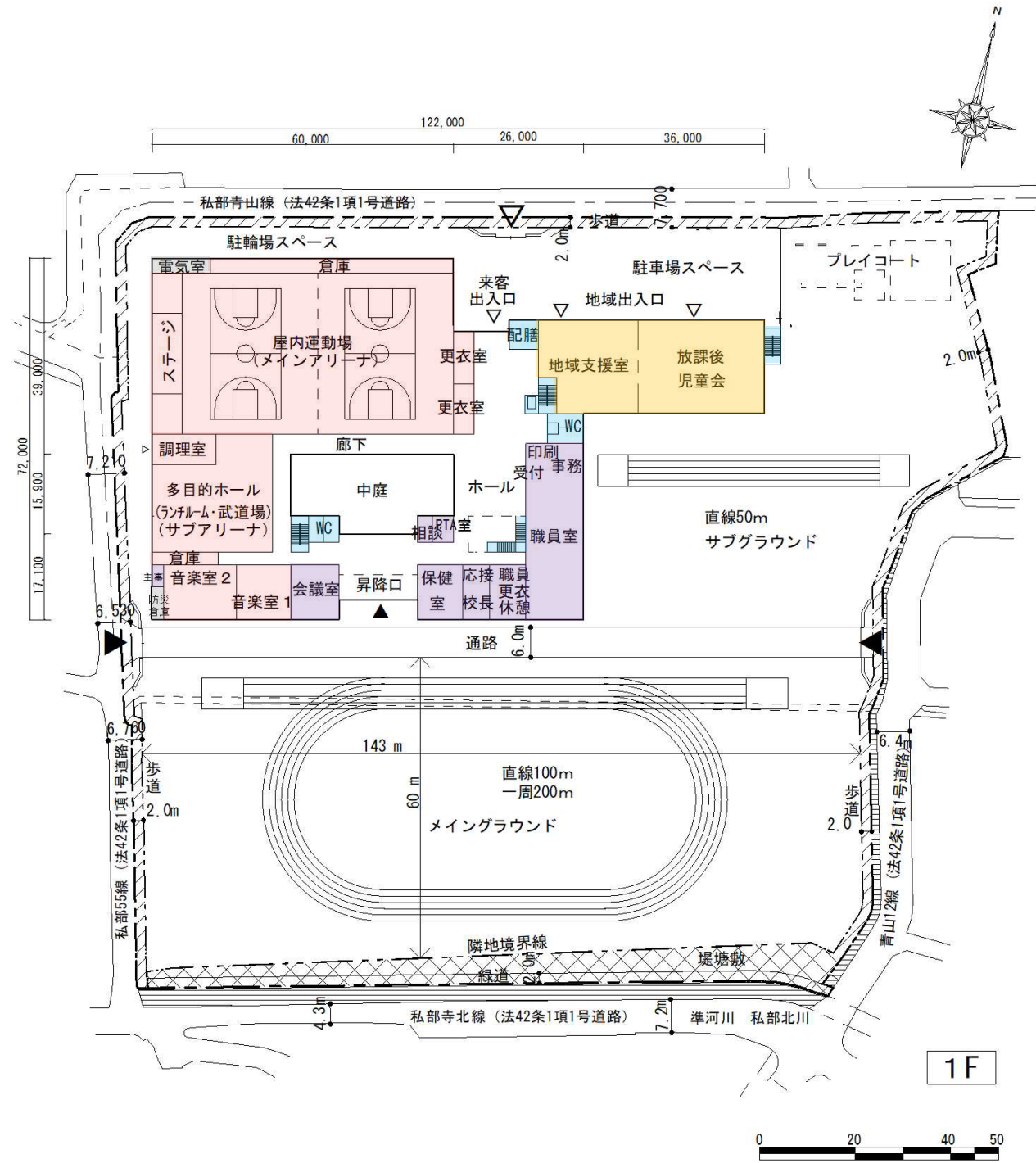
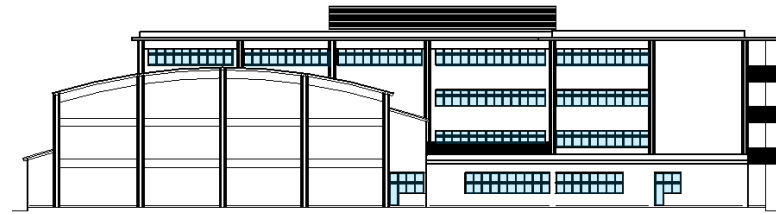
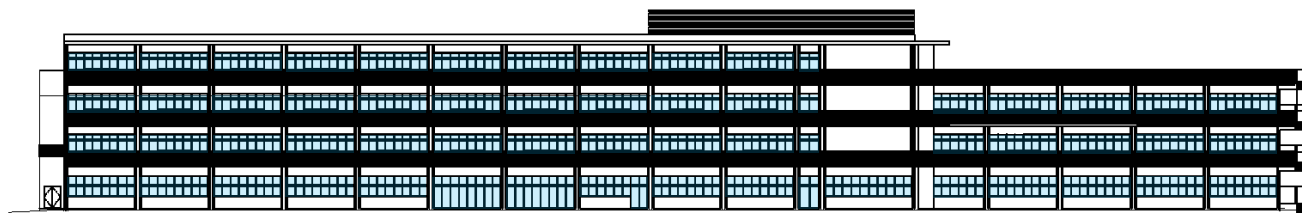


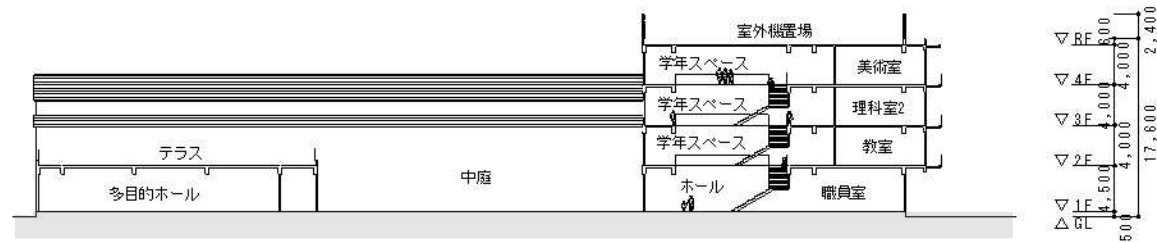
図 7.4 A案 施設プラン図



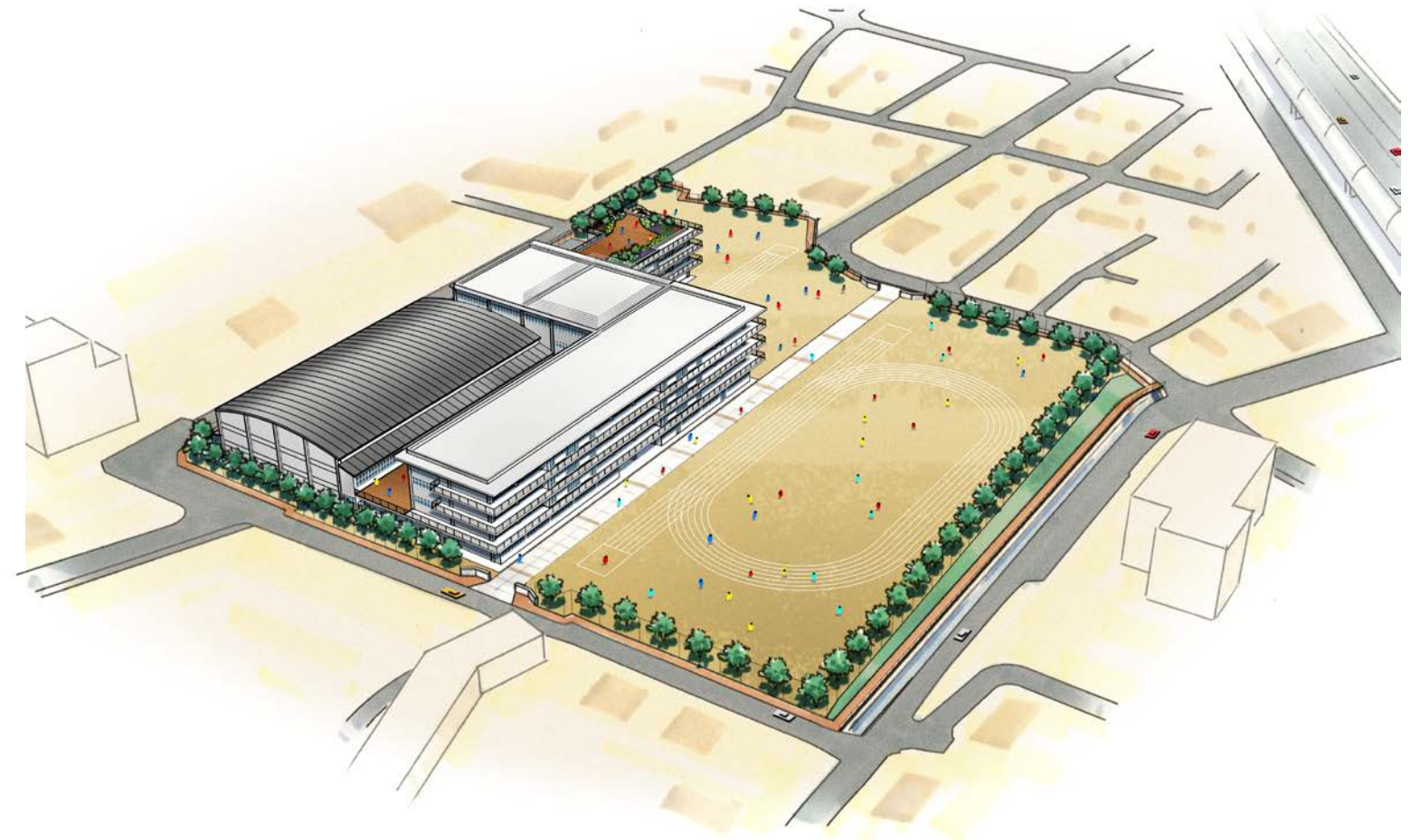
西面立面図



南面立面図



東西断面図



イメージスケッチ

図 7.5 A案 立面図・断面図・イメージスケッチ

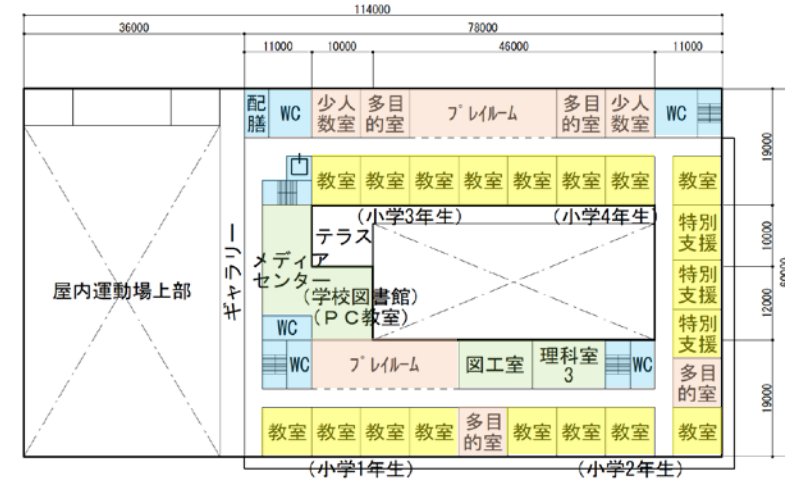
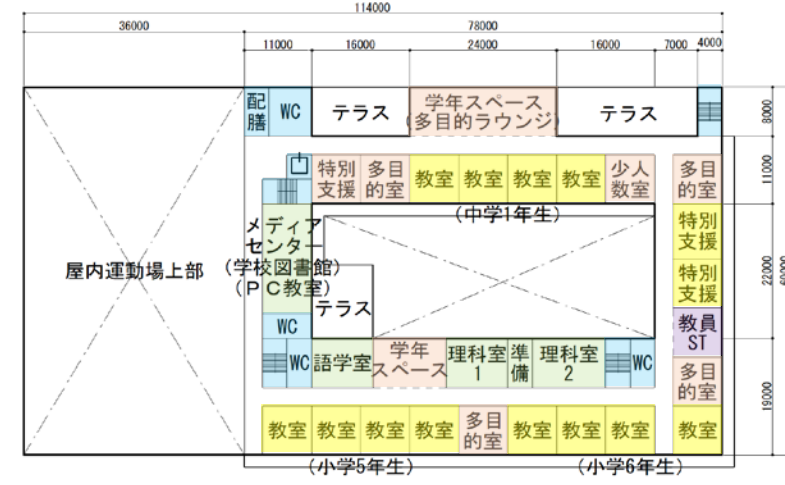
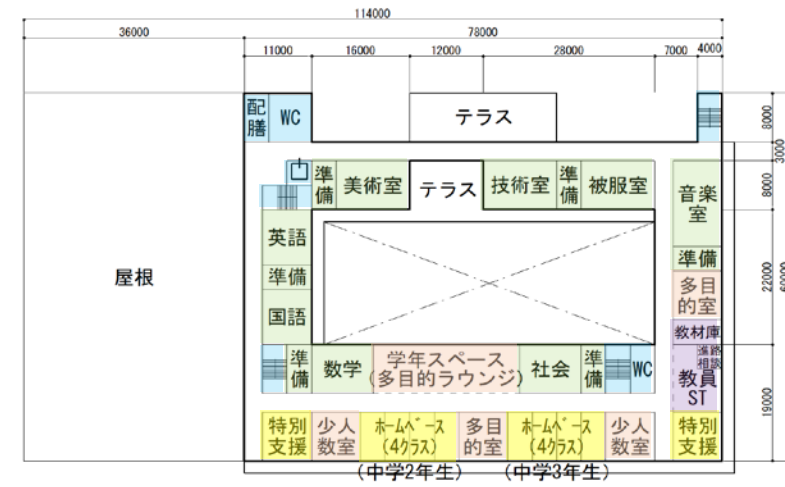
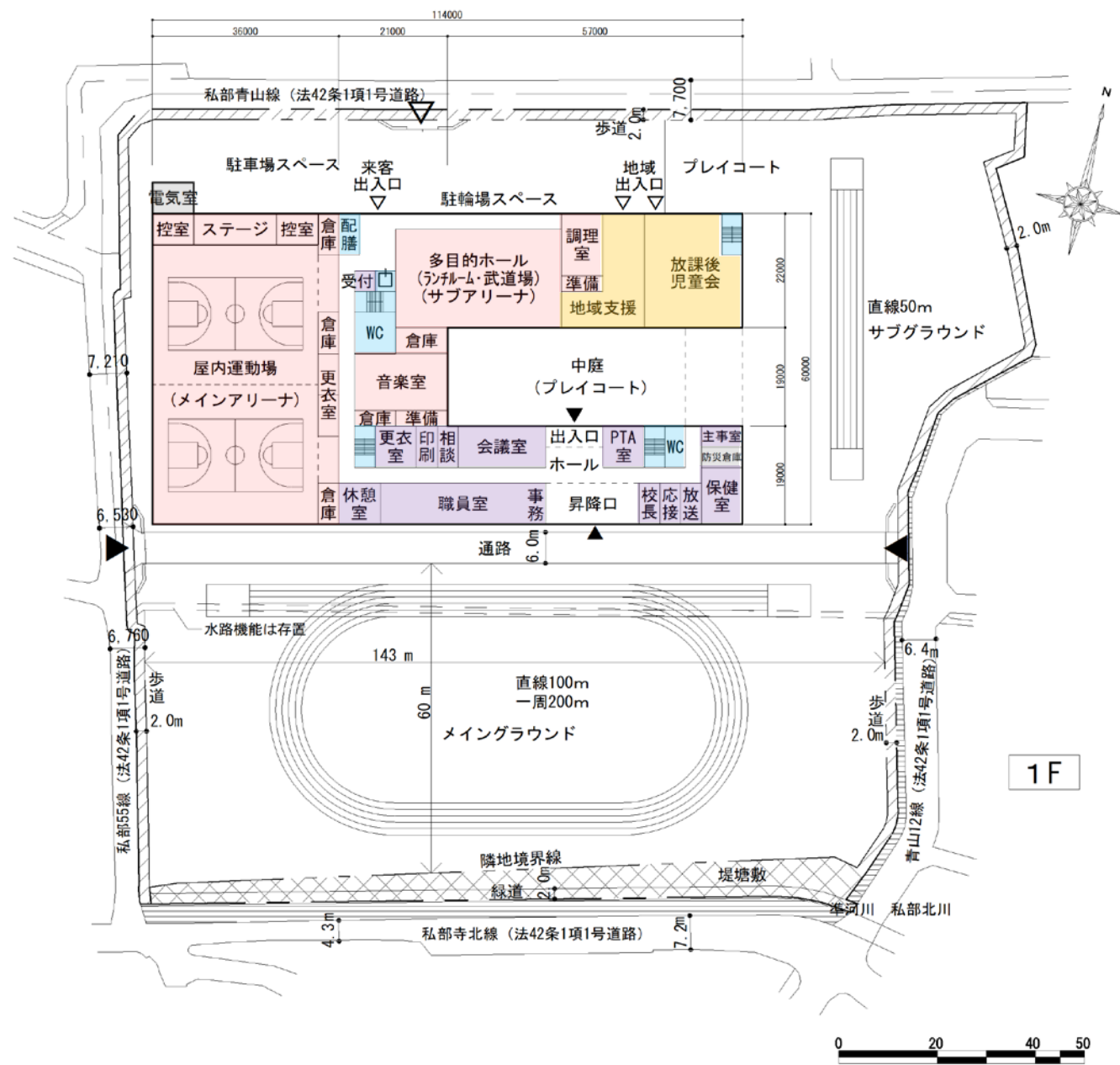
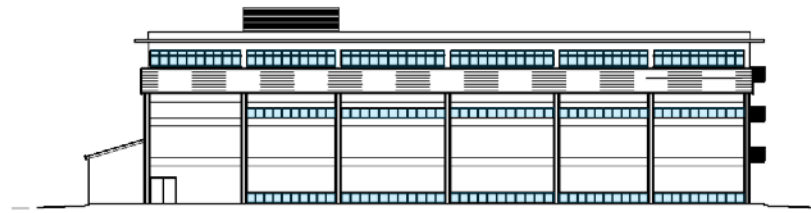


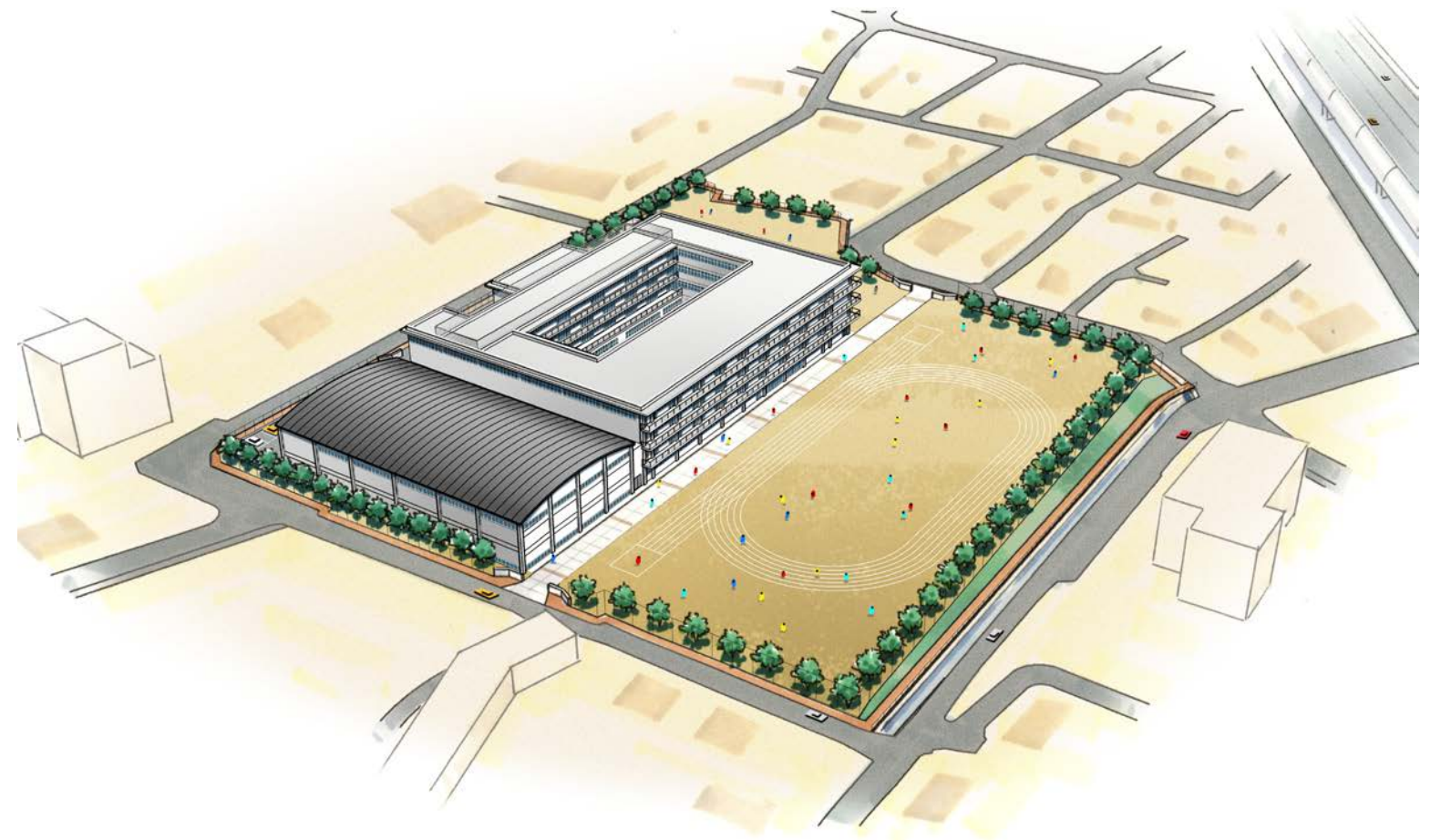
図 7.6 B案 施設プラン図



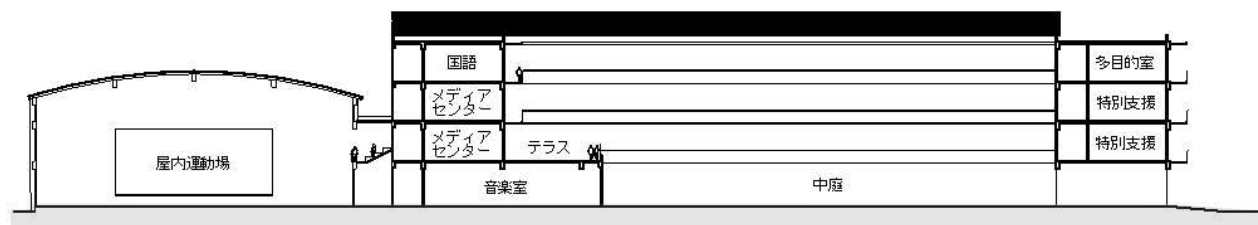
西面立面図



南面立面図



イメージスケッチ



東西断面図

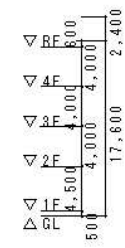


図 7.7 B案 立面図・断面図・イメージスケッチ

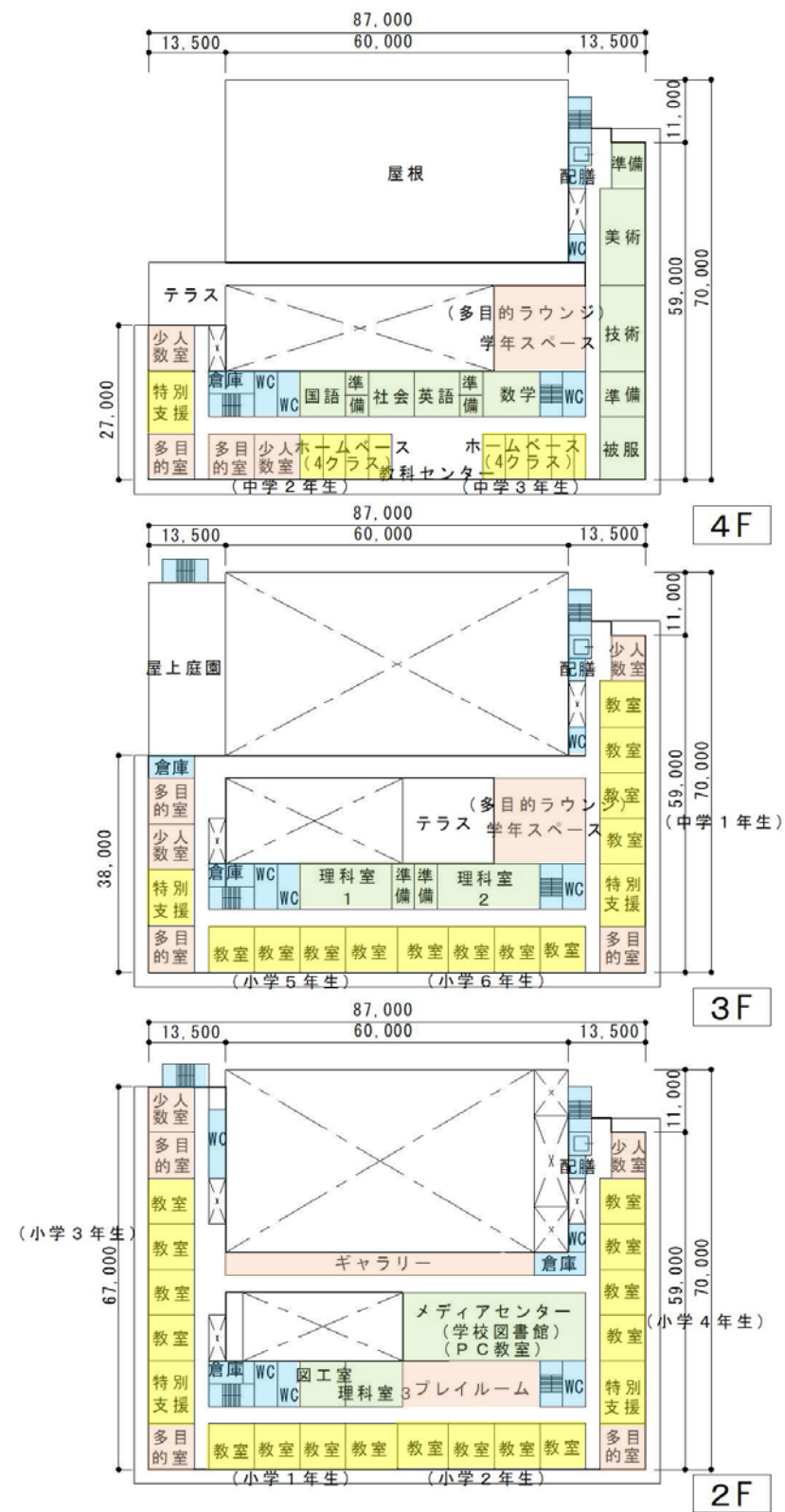
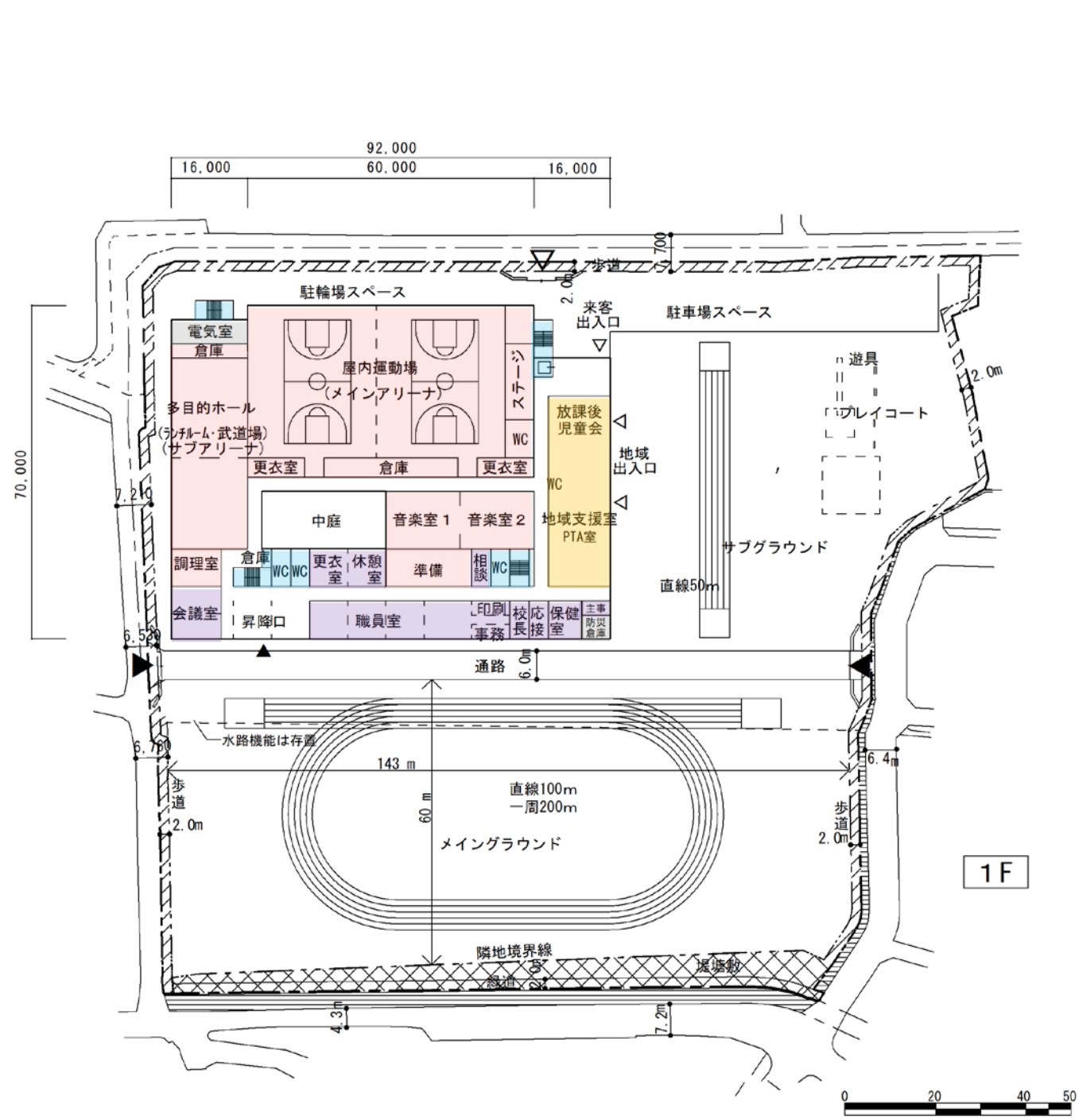
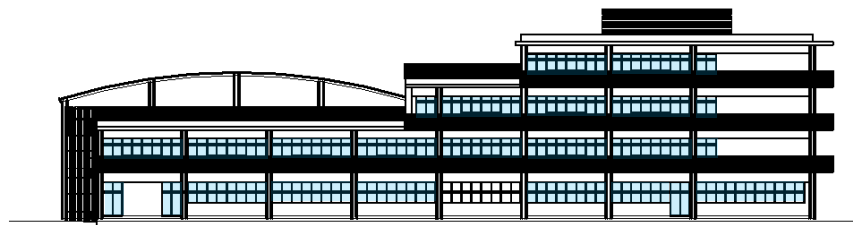
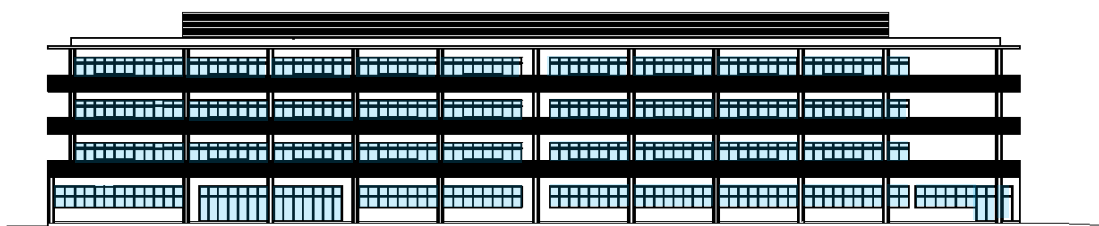


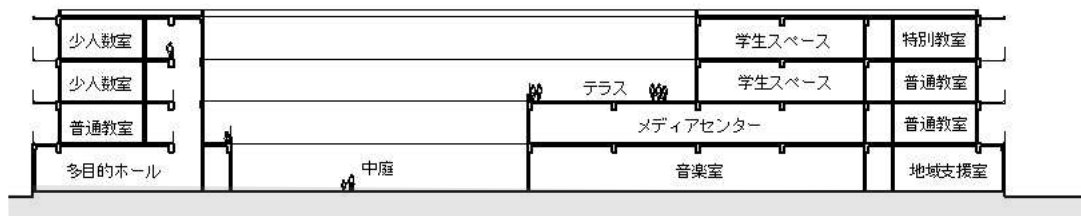
図 7.8 C案 施設プラン図



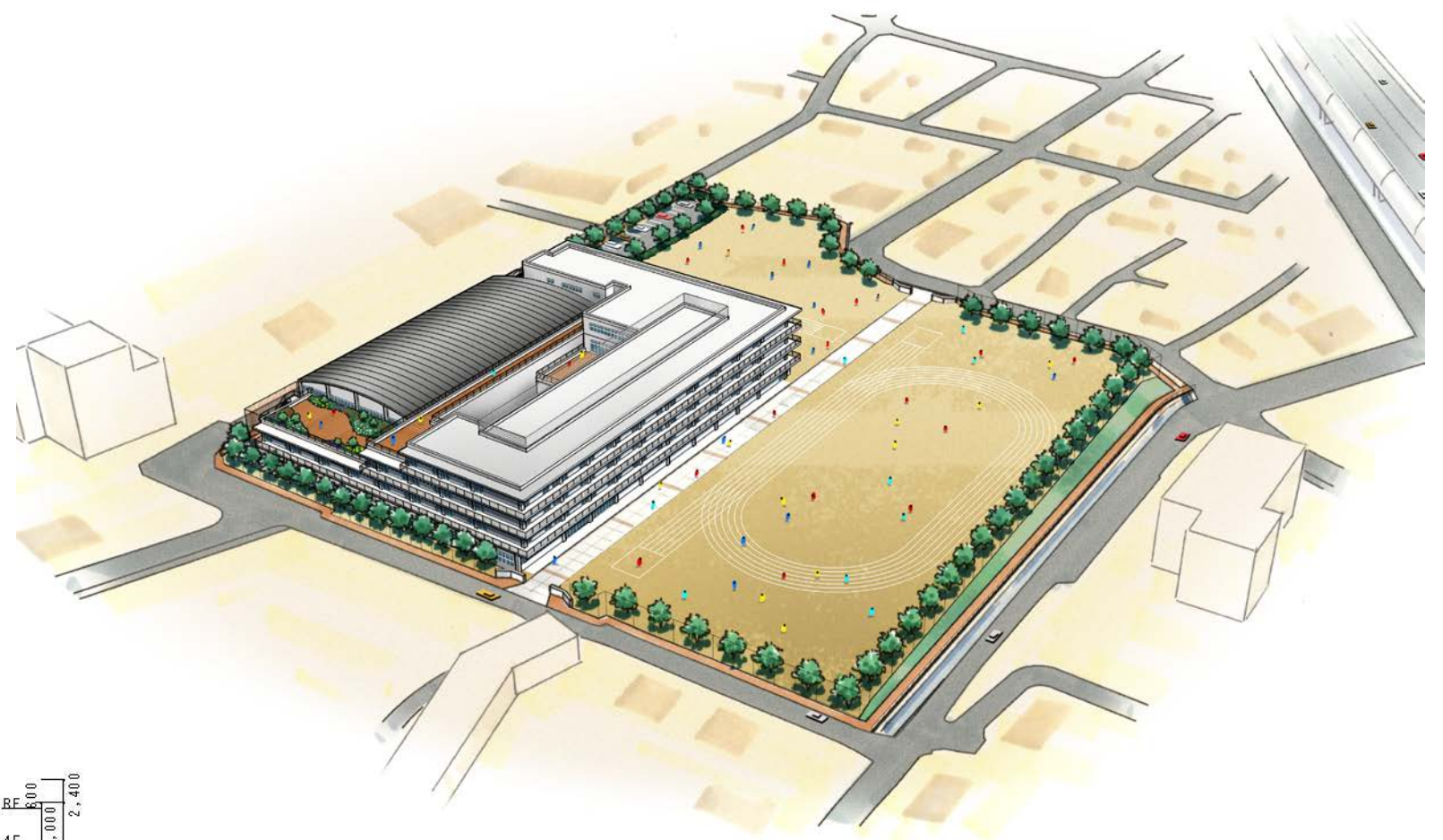
西面立面图



南面立面图



東西断面图



イメージスケッチ

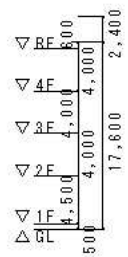


図 7.9 C案 立面图・断面图・イメージスケッチ

7-6 外構計画

1) エントランス空間

■ 整備方針

児童生徒や教職員等が日常的に利用するエントランス周辺部は、透水性や排水性に配慮した機能的な舗装等により快適な空間形成を図ります。また、エントランスは学校の顔となる空間であることから、機能性とあわせできる限り高質な空間となるよう配慮します。

■ 具体的な整備内容

エントランスは、日常的な通路空間として機能することから、透水性、排水性等に配慮した舗装等により快適で高質な空間形成を形成します。また、植栽等により学校の顔となる空間としてふさわしい象徴的でうるおいある空間を形成します。

門扉は、不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等から見通しが良く、死角とならないような位置に配置します。

校舎とメイングラウンドの間に、東門から西門にかけて、遊歩道（プロムナード）を設けます。

2) 敷地・道路境界部

■ 整備方針

敷地・道路境界部は、不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から必要な防犯設備を効果的な位置に設置し、児童生徒の安全を確保します。

■ 具体的な整備内容

学校敷地と周囲の道路の境界部は、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らない、閉鎖感や圧迫感を与えないフェンス等を設置します。

屋外運動場周辺の住宅や道路等へのボール等の飛び出しを防ぐため、必要に応じ防球ネット等を設置します。

3) オープンスペース等（植栽・花壇、菜園等）

■ 整備方針

学校空間を彩り、地域との連携・協働のスペースとして、植栽や花壇、菜園などの自然環境空間を確保します。

うるおいある環境の確保や自然的景観との調和を図るため、地域の風土や土壤に適した樹木の選定及び周辺住宅地等への影響を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します。できる限り通年で花を楽しめ、四季の変化や生態、生理等を観察することができるような樹種を選定に配慮します。

■ 具体的な整備内容

地域の風土や土壤、周辺の環境等に配慮し、樹木の選定を行い周辺の自然景観との調和を図りながら効果的な場所に配置します。

四季の変化が楽しめるように多様な樹種を選定し、また、花壇を配置するなどして四季折々の花を育てたり、楽しむことができる空間を設けます。

自然の生態系を身近に感じ、観察することのできるビオトープを設けます。

7-7 形態・色彩等景観計画

■ 整備方針

整備後長期にわたり地域と共存する学校施設とし、周辺の住宅地景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。

■ 具体的な整備内容

外壁等に用いる色彩は、地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配し、交野市景観まちづくり計画で定められた落ち着いた色調を基本とします。

室内に用いる色彩は、教室は集中力が高まり鎮静にも効果的な「青色系」、多目的室など交流の場は気持ちを盛り上げるなどの効果のある「黄色・オレンジ色系」、ホール、ロビー、休憩スペースではリラックス効果の高い「茶色・ベージュ色系」など、場所に応じた色彩を用います。

校舎等の構造や内装材の選定に当たっては、シックハウスなど室内空気の汚染による健康への影響が発生しないよう、建築材料等の選定に配慮し、周辺環境に配慮した自然素材（できる限り木質素材）を用い、周辺の景観との調和及び暖かみのある学校施設として親しまれるよう配慮します。

		無彩色	赤 1R～9R未調	黄赤 5R～11R未調	黄 1Y2～5Y未調	黄緑 3Y～8GY未調	緑 8GY～1.53G未調	青緑 1.53G～2B未調	青 2B～4PB	青紫 4PB～3P	紫 3P～5P	赤紫 5P～1R
背景色		—										
建築物等の屋根		N5 N4	5R2/1	5YR5/2 2.5YR4/2 5YR3/1	1.5YR4/1 2.5Y6.5/1.5 2.5Y3/2	5GY5/2 10GY4/1	2.5BG1/1	2.5PB1/1				
建築物等の壁・門扉等 ・塀、擁壁等	周辺地区 及び 市街地	N6 N5	—	2.5YR6/2 2.5YR6/1 5YR5/1	1.5YR6/2 1.5YR6/1 2.5Y5.5/2 5Y6/1	10Y1/2						
	市街地	N6 N7	2.5R7/1 1.5R6/2	5YR8/1 2.5YR1/1 5YR1/2	10YR8/1 5YR.5/1 2.5YR/1 1.5YR/2	5GY3/1.5 10Y1.5/1	2.5G1/1 10B6/1	5B1/1 2.5PB1/2				
	70セント	N8 N1	—	5YR9/1 5YR6/4 2.5YR5/4	1.5Y9/2 2.5YR/3 10YR4/1 1.5Y6/1	—	10GY5/3 1.5BG2/2	1.5B5/4 5PB5/1				
舗装 ・玄関アプローチ ・駐車場等 ・敷石		N7 N4.5	5R5/1 1.5R4/1	10R6/1 5YR5/4 2.5YR4/1	10YR1/2 2.5Y7/4 10YR5/3 5Y5/1	10Y6/1	5G5/2					
その他 ・鉄塔、電柱、照明柱の柱 ・橋等 ・電話ボックス 他		N8 N4	1.5R4/1	2.5YR6/1 5YR4/2	2.5Y6.5/1.5 10YR3/2	10Y5/1 1.5GY3/2	10GY5/1 2.5BG1/1	2.5B5/1 5PB5/1				

※ 色票の下の記号は、JIS 標準マンセル表色系による色の定価値。
 ※ この一覧表には伝統的な自然素材の色は含めていない。原則として、
 伝統的な自然素材の色は馴染ましい色にかなるものとする。

参考資料：交野市景観まちづくり計画

図 7.10 外壁等に用いる色彩

7-8 防災・防犯計画

■整備方針

<防災>

大規模な地震に対しても十分耐えうる耐震性確保に配慮します。また、火災に対しては、初期消火や延焼を防止するための必要な消火設備の配置とともに、防火壁や防火戸の設置、煙感知器、十分な防火性能を有する内装材の選定等に配慮します。

避難場所としての学校の役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食等の備蓄に配慮します。

<防犯>

児童生徒を犯罪から守るため、エントランス部への防犯カメラの設置等、敷地内への不審者侵入の防止が必要です。

敷地境界部においては、不審者の侵入防止等に配慮します。

エントランスや駐車場周辺をはじめ、敷地境界部の必要な箇所において、夜間における安全性の確保に配慮します。

■具体的な整備内容

<防災>

自動火災報知設備、火災警報装置、屋内消火栓設備、避難器具、避難設備等を建物の規模に応じ適切に設置します。また、災害発生時の避難場所としての役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食などを備蓄します。

<防犯>

設置目的を明確化しながら、防犯監視システムの導入を図るとともに、緊急事態発生時の通報装置の設置、連絡システム、防犯体制等の構築を図ります。

学校施設の地域の人たちへの開放時は非開放部分に部外者が立ち入れないよう措置を講じます。

夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地・道路境界部、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を確認できる程度以上の照度を確保しつつ、適切な間隔で外灯の設置を検討します。なお、外灯を設置する場合は、省エネルギー対策や近隣住宅への影響に留意します。

7-9 その他施設の計画

その他施設の整備方針や具体的な整備内容については以下のとおりです。

<照明設備>

照明設備は、諸室の利用内容、利用時間等に応じ必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式、器具等を選定します。

<電力設備>

電力設備は、電力を使用する教育機器等の種類や数等に応じた受変電設備を冠水することのない場所に設置します。また、コンセントは、十分な数を確保するとともに、使いやすい位置に漏電の防止等安全性に配慮しつつ適切に設置します。

太陽光発電設備等自然エネルギーの有効活用をはじめ、LED照明やリサイクル製品の採用、雨水タンク設置等雨水の利用など、環境に配慮したエコスクールとしての整備に配慮し、積極的に地球環境にやさしい設備の導入を図ります。

<情報通信設備>

情報通信設備は、必要な映像系、音声系、情報系設備を適切に設置します。特に情報系設備は高度情報化への対応に十分配慮するとともに、諸室同士の連結や情報共有が可能となるような設備の導入を図ります。

<空調設備>

空調設備は、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置します。